

一般事業主行動計画

事業主名 合同会社 Cs improving

1 計画期間

2026 年 9 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで

2 目標と対策

目標 1 育児休業等と仕事と子育ての両立支援

評価項目	数値目標
個別周知・意向確認	本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する実施率 100%
育児休業等の取得	対象となる女性労働者の取得率 100%かつ 1 カ月以上の取得。男性対象者が生じた場合は、育児休業等又は育児目的休暇の取得率 100%。
就業継続	育児を主たる理由とする離職者を各年度 0 名

対策

実施時期	具体的対策
2026 年 9 月	育児休業、出生時育児休業、子の看護等休暇、短時間勤務等を整理し、案内資料と個別周知・意向確認の記録様式を作成する。
2026 年 9 月以降	本人又は配偶者の妊娠・出産の申出時に制度説明と取得意向確認と 1 カ月以上の取得推奨を行い、管理職にも制度利用を理由とする不利益取扱いの禁止を周知する。
2026 年 10 月以降	休業予定者ごとに業務の棚卸し、引継ぎ、代替担当及び復職予定を記載した支援計画を作成する。
2027 年 1 月以降	復職前、復職後 1 カ月及び必要時に面談し、勤務時間、勤務日数及び業務量を調整する。
毎年 9 月	制度の認知度、利用意向、保育の困りごと及び勤務継続上の課題を把握し、運用へ反映する。

子連れ出勤制度と専用スペースの整備

- 通常の保育サービス等を利用できず、子どもの預け先を確保できない場合に利用できる子連れ出勤制度を導入する。見守りは原則として保護者である職員が行う。

- 山口県子育て応援補助金の活用を予定し、交付決定後に専用スペースの改修・設備導入を行う。
- 対象年齢、利用時間、申請、安全管理、感染症時の利用制限、緊急連絡及び事故時対応を利用規程に定める。

目標 2 時間外労働及び休日労働の抑制

評価項目	数値目標
月別平均	フルタイム労働者 1 人当たりの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を各月 5 時間未満とする。
個人上限の社内管理	法定時間外労働及び法定休日労働の合計が月 10 時間を超える労働者を 0 名とする。
把握と是正	勤怠実績を毎月 100% 確認し、超過のおそれがある場合の確認・業務調整を 100% 実施する。

対策

実施時期	具体的対策
2026 年 9 月	部署・雇用管理区分ごとに月別の法定時間外労働及び法定休日労働を集計できる管理方法を整える。
2026 年 10 月以降 毎月	勤怠締め後に実績を確認し、業務量、欠員、繁忙及び担当の偏りを点検する。
随時	月 10 時間を超えるおそれがある場合は本人と管理者に通知し、応援配置、担当変更及び期限調整等を行う。
四半期ごと	経営者又は労務担当者が推移を確認し、子育て中の職員へ負担が偏っていないか検証する。
毎年度末	年間実績を評価し、翌年度の人員配置及び業務分担に反映する。